

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる
協議が調っていることの証明書

令和4年12月12日付大阪市地域公共交通会議において、下記項目の協議が調ったことを証明する。

記

【変更項目】

1. 協議が調っている路線又は営業区域

(変更後) 別紙-1-1

(変更前) 別紙-1-2

2. 協議が調っている運行態様及び運送の区間

運送の区間:(変更後) 別紙-2-1

(変更前) 別紙-2-2

4. 時間帯別運行回数

(変更前) 1台1時間あたり最大3便運行(1時間あたり最大18便)

(変更後) 1台1時間あたり最大3便運行(1時間あたり最大24便)

5. 使用する車両及び台数

(変更前) ワンボックス車両《通常車両》(乗車定員(運転席除く)8名) 5台(最大)

ワンボックス車両《車いす対応車両》(乗車定員(運転席除く)5名) 1台(最大)

(変更後) ワンボックス車両《通常車両》(乗車定員(運転席除く)8名) 6台(最大)

ワンボックス車両《車いす対応車両》(乗車定員(運転席除く)5名) 2台(最大)

(参考)

上記以外の内容は、道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる協議が調っていることの証明書(令和4年2月24日、令和4年7月1日付)のとおり(別紙参照)

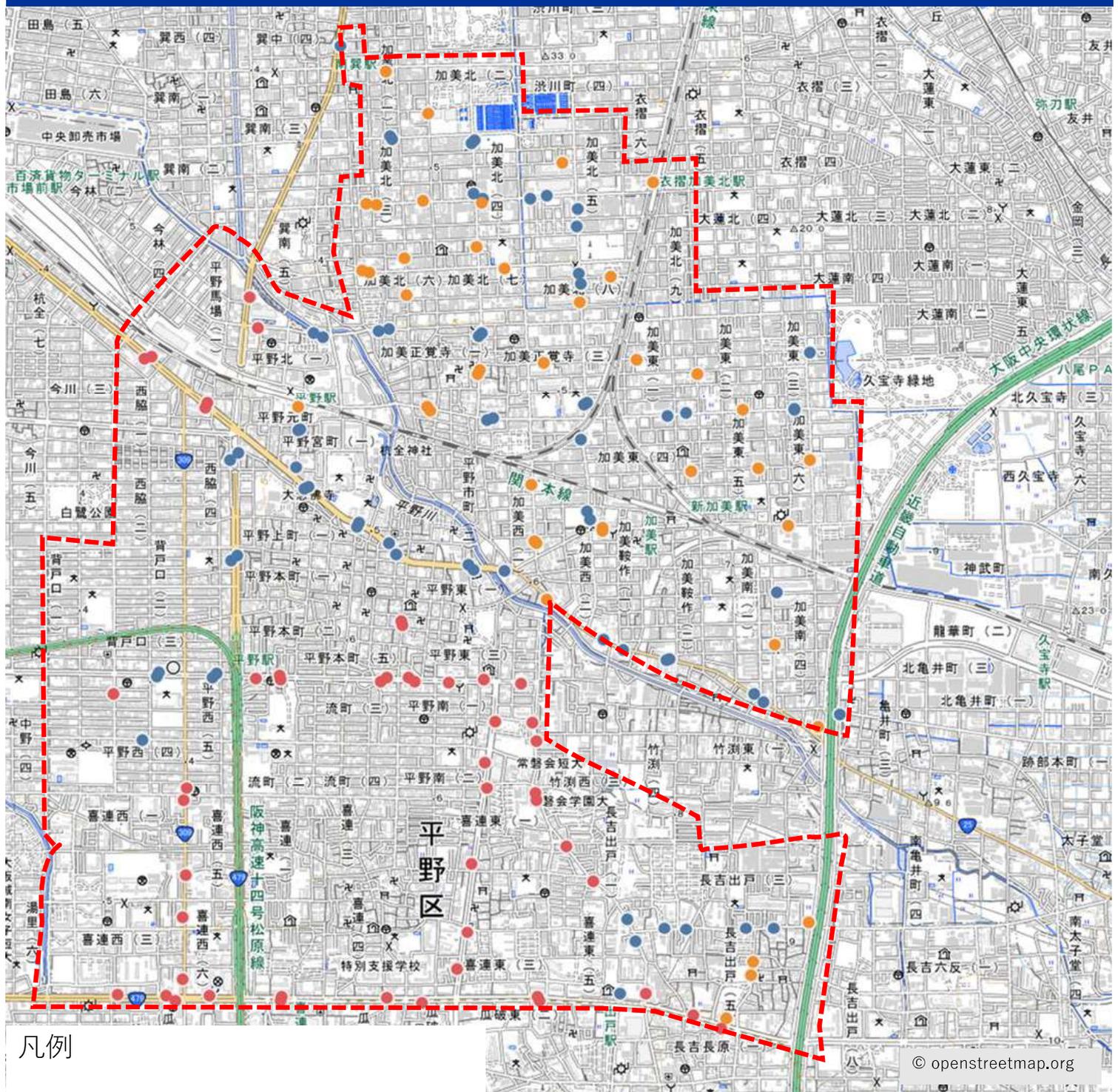
以上

令和4年12月12日
大阪市地域公共交通会議
会長 内田 敬

10. 営業区域 (平野Aエリア)

※ 運送の区間：
監督官庁への申請上必要な情報

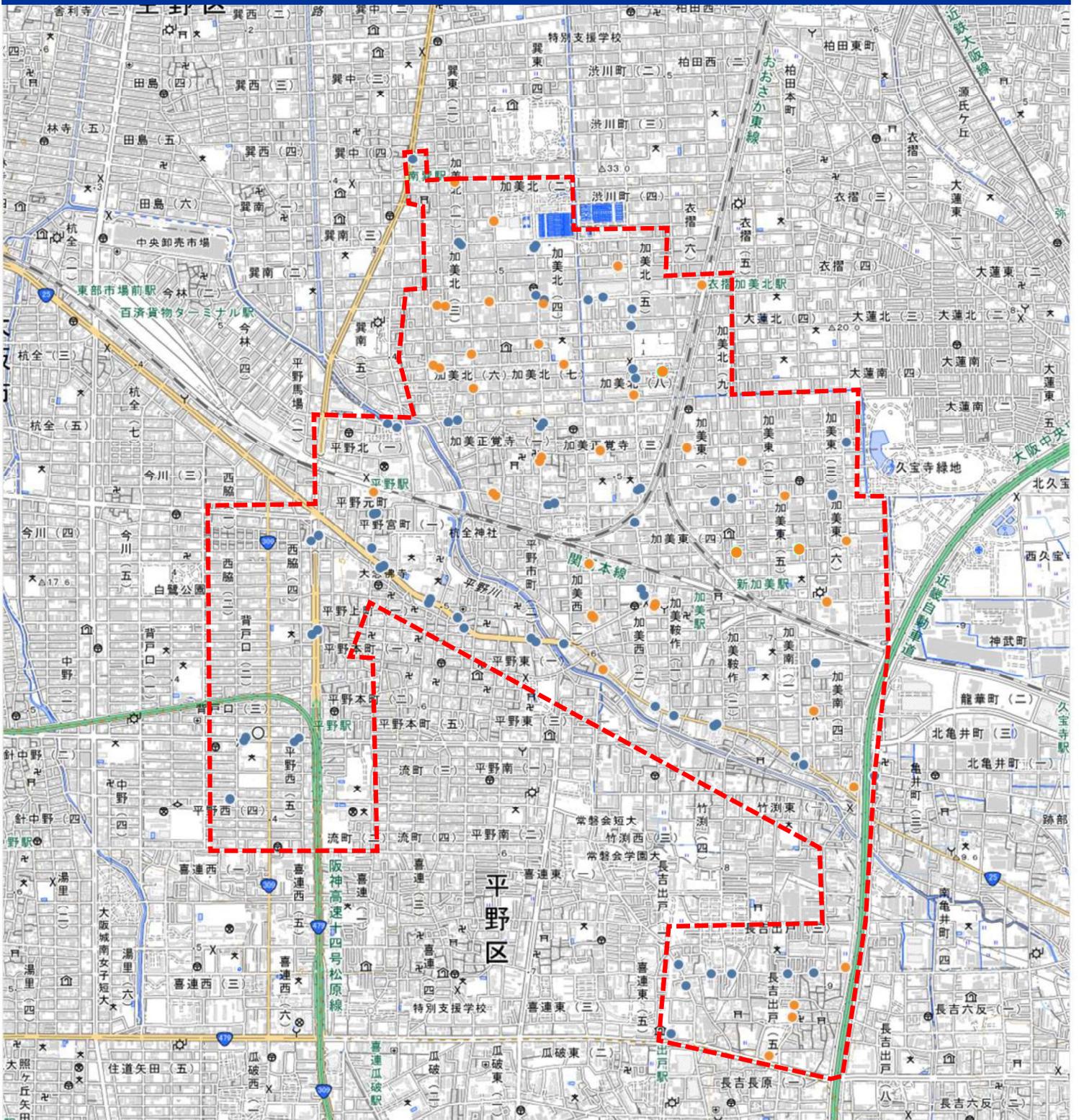
平野Aエリア 営業区域



凡例

- : 平野Aエリア営業区域
- : 乗降場所 (新設)
- : 乗降場所 (既存バス停留所)
- : 追加乗降場所 (既存バス停留所)

© openstreetmap.org



© openstreetmap.org

凡例

- : 営業区域
- : 乗降場所 (新設)
- : 乗降場所 (既存バス停留所)